

1 施設内感染の防止

- (1) 本市は、病院、診療所、高齢者施設等において感染症が発生しまたはまん延しないよう、施設の開設者または管理者に対し、最新の医学的知見や医療機関における実際の対応事例等を踏まえた施設内感染に関する情報のほか、研修の成果、講演会および研修に関する情報を積極的に提供します。
- (2) 施設の開設者および管理者は、提供された感染症に関する情報に基づき、必要な措置を講ずるとともに、普段から施設内の患者等や職員の健康管理を進めることにより、感染症が早期に発見されるよう努めることが重要となります。
- (3) 医療機関は、院内感染対策委員会等を中心に院内感染の防止に努めるほか、実際に取ったこれらの措置等に関する情報について、本市や他の施設に提供することにより、その共有化を図るよう努めることが重要となります。

2 災害防疫

災害発生時の感染症の発生の予防およびまん延の防止の措置は、生活環境が悪化し、被災者の病原体に対する抵抗力が低下する等の悪条件下に行われるものであるため、市長は、災害等の状況に応じて、迅速かつ的確に必要な措置を講じます。その際、市立函館保健所等を拠点として、迅速な医療機関の確保、防疫活動および保健活動等を実施し、感染症の発生予防およびまん延防止を図ります。

3 感染症の国内への侵入防止

検疫法（昭和26年法律第201号）の規定により、検疫所長から健康に異常を生じた者に対し指示した事項等に係る通知を受けた際には、法第15条の2等の規定に基づく措置を講じます。また、市立函館保健所長は、検疫港以外に入港した船舶の長等から通報を受けた際に、検疫法の規定に基づく措置を講ずることにより、感染症の病原体の国内への侵入防止を図ります。

4 動物由来感染症対策

- (1) 動物由来感染症は、動物から人へ感染し、野生動物からだけでなく身近なペットからも感染するものや重篤な症状を呈するものもあり、注意が必要な感染症です。このため、人間に感染するおそれの高い動物由来感染症を法に位置づけ、その発生動向を把握するため、獣医師に対し、特定の感染症に感染している動物を診断した場合に都道府県知事に届出を行うよう義務づけています。
- (2) 動物由来感染症には、人も動物も重症になるもの、動物は無症状で人が重症になるもの、その逆で人は軽症でも動物は重症になるものなど、病原体によって様々なものがあります。
- (3) 本市は、動物由来感染症に対する必要な措置等を速やかに行うため、獣医師等に対し、法第13条に規定する届出や狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に規定する届出の義務について、その周知を図るとともに、ワンヘルス・アプローチ^{※10}に基づき、関係機関、医師会および獣医師会などの関係団体等との情報交換を行うこと等により連携を図り、市民への情報提供を進めます。
- (4) 本市は、積極的疫学調査の一環として動物の病原体保有状況調査^{※11}により広く情報を収集することが重要であるため、北海道立衛生研究所、獣医師会および動物等取扱業者の指導を行う機関等と連携を図りながら調査に必要な体制の構築を図ります。
- (5) ペット等の動物を飼育する者は、本市等により市民に提供された情報等により動物由来感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めることが重要となります。
- (6) 動物由来感染症の予防およびまん延の防止の対策については、媒介動物対策や、動物等取扱業者への指導、獣医師との連携等が必要であることから、感染症対策部門は動物に関する施策を担当する部門と適切に連携を図り、対策を講じます。

5 外国人に対する適用

法は、市内に居住しまたは滞在する外国人についても同様に適用されるため、外国人への情報提供に努めます。

※10 人間および動物の健康ならびに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。

※11 動物由来感染症の病原体の動物における保有の状況に係る調査。

6 薬剤耐性対策

(1) 現状

近年、特定の種類の抗菌薬等の抗微生物剤が効かなくなる薬剤耐性は世界的に深刻な健康上の脅威となっており、医療機関内だけでなく、市中でも問題となっています。

従来 of 抗菌薬が効かない薬剤耐性を持つ細菌（薬剤耐性菌）が増えると、これまでは感染・発症しても軽症で回復できた感染症の治療が困難になってしまうことにより、重症化し、死に至る可能性が高まるとされています。

代表的な薬剤耐性菌感染症は、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症です。感染症発生動向調査の届出患者数は、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症は全国および全道とも近年は横ばい傾向ですが、カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症は全国では横ばい傾向にある中、全道は増加傾向にあります。

(2) 課題

薬剤耐性の発生・伝播を抑制するため、医療現場における抗菌薬の適正使用を促進する取組が必要となります。

(3) 施策の方向と主な施策

医療機関等における薬剤耐性の対策や抗菌薬の適正使用が促進されるよう、医療機関等への普及啓発や、国および道の施策と連動した支援に取り組めます。